

令和6年度運営指導における 改善すべき事項について

全サービス共通	P 2～P13
地域密着型サービス共通	P14～P16
各サービスごと	P17～P23

令和7年度 集団指導資料
〔高齢者あんしん課 介護認定係〕

目次（全サービス共通）

1. 運営規程の記載事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3、4
2. 虐待の防止のための指針の記載事項について・・・・・・・・ P5
3. 非常災害発生時・感染症発生時における業務継続計画について・ P6、7、8
4. 非常災害発生時における業務継続計画について・・・・・・・・ P9
5. 感染症発生時における業務継続計画について・・・・・・・・ P10、11
6. 重要事項説明書の記載事項について・・・・・・・・・・・・ P12
7. 勤務形態一覧表について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
8. 介護サービス情報公表システムへの登録について・・・・・・ P14
9. 記録の保存年限の誤りについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15

※このページ以降の資料において、**青文字**で記載しているところは、クリックしていただくと関連するホームページサイトを開くことができます。

1-1.運営規程の記載事項について

改善すべき事項

市が定める「各サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」において運営規程に記載することになっている、[日向市暴力団排除条例「第5条、第9条、第10条」](#)に関する記載がなかった。

助言・指導内容

不足していた事項の記載を行い、運営規程の変更後10日以内に、変更届とともに市に提出すること。

記載例

※あくまで例ですので、事業所の実態に応じ記載を変更してください。

当事業所は、日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第5条、第9条及び第10条に基づく暴力団及び暴力団関係者を事業から排除する規定を遂行し、遵守するものとする。

（※）運営規程に記載すべき項目は、[令和6年度集団指導「令和5年度 運営指導指摘事項」](#)にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1-2.運営規程の記載事項について

改善すべき事項

解釈通知において、運営規程には、「従業員の職種、員数及び職務の内容」を明確に記載する必要があるが、記載がない職種があった。

助言・指導内容

不足していた従業員の職種等の記載を行い、運営規程の変更後10日以内に、変更届とともに市に提出すること。

記載例

※あくまで例ですので、事業所の実態に応じ記載を変更してください。

例えば、管理者1名、介護支援専門員1名の場合

- ・ 管理者 1名
- ・ 従業員 1名以上（明確に人数を記載せず、〇人以上と記載可。）

(※) 運営規程に記載すべき項目は、[令和6年度集団指導「令和5年度 運営指導指摘事項」](#)にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

2.虐待の防止のための指針の記載事項について

改善すべき事項

解釈通知において、当該指針に記載すべき事項の記載が不足していた。

※特に多かった記載漏れ：成年後見制度の利用支援に関する事項

助言・指導内容

不足していた事項の記載を行い、当該指針を市に提出すること。

記載例

以下記載例を参考にしてください。

令和6年度日向市介護サービス事業者集団指導について 介護サービス事業者による高齢者虐待防止のための措置 高齢者虐待防止のための指針

3.非常災害発生時・感染症発生時における業務継続計画について

改善すべき事項

基準において、当該計画に従い必要な措置を講じることとなっているが、当該計画に記載の措置が実施されていなかった。

助言・指導内容

当該計画に基づき、必要な措置を実施すること。

（例）訓練を年2回以上実施すると記載している場合、年2回以上実施してください。

注意点

訓練・研修については、各サービスごとに実施しなければならない回数がとなりますので、以下を確認の上、漏れがないようにしてください。業務継続計画における研修・訓練実施後の記録についてや、その他の研修等については、7・8ページ参考資料をご確認ください。

研修	訓練	サービス種別
年1回以上	年1回以上	・ 地域密着型サービス事業所 ※認知症対応型共同生活介護を除く ・ 居宅介護支援事業所
年2回以上	年2回以上	認知症対応型共同生活介護

(参考) 業務継続計画における研修・訓練実施後の記録について

注意点

業務継続計画の研修・訓練については、実施後、記録をしなければなりません。

運営指導において、記録の有無について確認いたしますので、左記の様式等を活用し、実施後の記録を忘れないよう、お願いします。

また、研修・訓練・記録の作成を通し、業務継続計画のブラッシュアップをお願いします。

左記の様式は、日向市ホームページ「令和7年度日向市介護サービス事業者集団指導について」に掲載してあります。

URL：

<https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=250728102921>

研修タイトル1						
研修タイトル2						
作成日：						
事業所名	□□□					
実施日	令和7年7月7日					
参加者	管理者	○○ ○○			場所	職種
	職種				職種	
	職種				職種	
研修・訓練内容	1.					
	2.					
	3.					
	4.					
振り返り (学び・気づき)	1.					
	2.					
	3.					
	4.					
次回開催日						
備考						

(参考) 事業所で実施することとなっている研修等について

注意点

委員会・研修・訓練については、各サービスごとに実施しなければならない回数がこととなりますので、以下を確認の上、漏れがないようにしてください。

【サービス別】各種委員会、研修及び訓練の実施回数について

		居宅介護支援	訪問系サービス ※1	通所系サービス ※2	多機能系サービス ※3	居住系サービス ※4	備考
委 員 会	身体拘束等適正化検討委員会	—	—	—	年4回以上 (3月に1回以上)	年4回以上 (3月に1回以上)	他の委員会と一体的に設置・運営することは差し支えないが、委員会の開催に当たっては、それぞれの委員会で検討すべき内容について議論したことが分かるように記録すること。
	虐待防止検討委員会	定期的に実施	定期的に実施	定期的に実施	定期的に実施	定期的に実施	
	感染対策委員会	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	
研 修 ※5	身体拘束適正化研修	—	—	—	年2回以上 新規採用時には必ず実施すること。	年2回以上 新規採用時には必ず実施すること。	
	虐待防止研修	年1回以上 新規採用時には必ず実施すること。	年1回以上 新規採用時には必ず実施すること。	年1回以上 新規採用時には必ず実施すること。	年1回以上 新規採用時には必ず実施すること。	年2回以上 新規採用時には必ず実施すること。	
	感染対策研修	年1回以上 新規採用時に実施することが望ましい。	年1回以上 新規採用時に実施することが望ましい。	年1回以上 新規採用時に実施することが望ましい。	年2回以上 新規採用時に実施することが望ましい。	年2回以上 新規採用時に実施することが望ましい。	
	BCP研修	年1回以上 新規採用時に実施することが望ましい。	年1回以上 新規採用時に実施することが望ましい。	年1回以上 新規採用時に実施することが望ましい。	年1回以上 新規採用時に実施することが望ましい。	年2回以上 新規採用時には必ず実施すること。	感染症BCPの研修は、感染対策研修と一体的な実施が可能です。
訓 練	感染対策訓練	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	
	防災訓練	—	—	定期的に実施	定期的に実施	定期的に実施	
	BCP訓練	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	感染症BCPの訓練は感染対策訓練と、災害BCPの訓練は防災訓練と一体的に実施が可能です。

※1…定期巡回・随時対応訪問介護看護

※2…地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

※3…(看護)小規模多機能型居宅介護

※4…認知症対応型共同生活介護

※5…他の研修と一体的に実施する場合であっても、それぞれの内容について研修したことが分かるように記録すること。また、上記研修以外にも、取得している加算の要件として実施が求められている研修(看取りに関する研修、入浴介助に関する研修など)については、計画的に実施すること。

4.非常災害発生時における業務継続計画について

改善すべき事項

非常災害発生時における業務継続計画の作成はされているものの、当該計画を用い従業員が行動できるか確認したところ、困難であると確認した。

助言・指導内容

1人で作成するのではなく、事業所職員等で協力して計画の見直し・作成をしましょう！

- ・当該計画の修正を行い、年度末までに市に提出すること。
- ・他事業所の研修等に参加し、計画のブラッシュアップを図ること。

注意点

以下の場合、業務継続計画未策定減算適用となりますので、ご注意ください。

・当該業務継続計画が未策定の場合

(厚生労働省：令和6年度介護報酬改定について) 「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.6) (令和6年5月17日)」 5ページ)

5-1.感染症発生時における業務継続計画について

改善すべき事項

解釈通知において、当該計画に記載することとなっている、「初動対応および濃厚接触者への対応」の記載が不足していた。

助言・指導内容

感染症が発生した際の初動対応および濃厚接触者への対応について、具体的な計画を策定すること。

記載例

以下厚生労働省が掲載している記載例を参考にしてください。

[介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修](#)

5-2.感染症発生時における業務継続計画について

改善すべき事項

感染症発生時における業務継続計画の作成はされているものの、当該計画を用い従業員が行動できるか確認したところ、困難であると確認した。

助言・指導内容

1人で作成するのではなく、事業所職員等で協力して計画の見直し・作成をしましょう！

- ・当該計画の修正を行い、年度末までに市に提出すること。
- ・他事業所の研修等に参加し、計画のブラッシュアップを図ること。

注意点

以下の場合、業務継続計画未策定減算適用となりますので、ご注意ください。

・当該業務継続計画が未策定の場合

(厚生労働省：令和6年度介護報酬改定について) 「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.6) (令和6年5月17日)」 5ページ)

6.重要事項説明書について

改善すべき事項

解釈通知において、重要事項説明書に記載すべき「事故発生時の対応、第三者評価の実施状況」の記載が不足していた。

助言・指導内容

不足していた事項の記載を行い、重要事項説明書を市に提出すること。

記載すべき事項

運営規程の概要、秘密の保持、苦情処理の体制、勤務の体制、事故発生時の対応など

7.勤務形態一覧表について

改善すべき事項

解釈通知において、「常勤職員と非常勤職員の勤務時間」や、「兼務する職員が各時間帯においてどの職務を実施するか」を明確に区分することになっているが、区分できていなかった。

助言・指導内容

それぞれの職責と役割を明確にしたうえで、改めて勤務表を作成すること。

記載例

※あくまで例ですので、事業所の実態に応じ記載を変更してください。

例えば、管理者が介護支援専門員と兼務している場合

- | | | | |
|-----------|------|-------|-------------------|
| ・ 管理者 | 常勤兼務 | 2時間勤務 | |
| ・ 介護支援専門員 | 常勤兼務 | 5時間勤務 | として、勤務形態一覧表に記載する。 |

8.介護サービス情報公表システムへの登録について

改善すべき事項

介護保険法において、登録することとなっている「[介護サービス情報公表システム](#)」への登録が確認できなかった。

助言・指導内容

速やかに当該システムへの登録手続きを行うこと。

確認

事業所が情報公表システムへの登録しているか確認してください。

・[厚生労働省 介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム](#)

また、当該システムに関して、県が報告対象とした事業所は、年1回、県が指定した期限までに、介護サービス情報の報告が必要です。詳しくは、県長寿介護課居宅介護担当にお問合せください。

9.記録の保存年限の誤りについて

改善すべき事項

市条例において、保存期間が5年間と定められている「サービス提供の記録の保存期間」が、契約書では2年間保管になっていた。

助言・指導内容

契約書に記載の保存期間を、5年間へ修正すること。

注意点

運営規程・重要事項説明書・契約書を確認し、保存期間が5年間と記載されているか確認してください。

目次（地域密着型サービス共通）

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は除く

- | | |
|------------------------------------|-----|
| ① 身体拘束委員会の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P17 |
| ② 非常災害計画の作成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P18 |

①身体拘束委員会の実施について

改善すべき事項

事業所が策定した指針において、当該事業所従業員で実施すると定められていた委員会が、指針に沿って実施されていなかった。

助言・指導内容

- ・事業所が策定した指針に従い、委員会を開催すること。

注意点

委員会の開催にあたっては、事業所指針に沿って実施してください。

例えば、下記のように指針に定めているにも関わらず、管理者が毎回委員会に参加せず、介護従業員のみで委員会を開催するといったことのないようご注意ください。

(例) 委員会の構成員は次の通りとする。

管理者 ○○ ○○ 、介護従業員 ○○ ○○、○○ ○○、○○ ○○

②非常災害計画の作成について

改善すべき事項

解釈通知において、火災や台風に係る非常災害計画を策定することになっているが、策定されていなかった。

助言・指導内容

- ・ 消防計画及び台風に係る非常災害計画を策定すること。

参考

以下の「一般財団法人 日本総合研究所」が発している資料が参考になりますので、ご活用ください。

「高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めるために ー非常災害対策計画作成・見直しのための手引き ver2ー」

また、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合に限り、消防計画を除く自然災害に係る非常災害計画と業務継続計画を一体的に作成することが可能です。

目次（各サービスごと）

居宅介護支援

- (1) 重要事項説明書の記載事項について・・・・・・・・・・ P20、21
- (2) サービス担当者会議の開催について・・・・・・・・・・ P22

小規模多機能型居宅介護

- (3) 認知症加算（Ⅲ）の算定誤りについて・・・・・・・・・・ P23

地域密着型通所介護

- (4) 通所介護計画における目標達成状況の評価について・・・・・・・・ P24

認知症対応型共同生活介護

- (5) 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針について・・ P25

(1) 重要事項説明書について

改善すべき事項

重要事項説明書に記載の、加算の単位数・介護支援専門員の取扱件数が正しく記載されていなかった。また、削除された加算が記載されていた。

助言・指導内容

- ・基準において定められている加算の単位数・介護支援専門員の取扱件数を記載すること。
- ・介護報酬改定により、削除された加算を削除すること。

注意点

- ①入院時情報連携加算(Ⅰ)：250 単位、入院時情報連携加算(Ⅱ)：200 単位
- ②居宅介護支援費Ⅰ (Ⅲ)：取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分について算定
- ③居宅介護支援費Ⅱ (Ⅲ)：取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分について算定
- ④削除：小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

(1-2) .運営規程の記載事項について

改善すべき事項

基準において、運営規程には、「虐待防止措置に関する事項」を記載する必要があるが、記載がなかった。

助言・指導内容

不足していた事項の記載を行い、運営規程の変更後10日以内に、変更届とともに市に提出すること。

記載例

(虐待防止に関する事項)

第〇条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(2) サービス担当者会議の開催について

改善すべき事項

解釈通知において定められている「やむを得ない理由」に該当する場合に限り、当該会議の場でなくとも、直接サービス担当者へ利用者の情報を照会することができるが、当該行為を行った理由が「やむを得ない理由」ではなかった。

助言・指導内容

- ・ 当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算となるため、過誤申立請求をすること。
- ・ 令和5年度に開催されたサービス担当者会議のうち、居宅サービス担当者が出席できなかった理由が、不適切な理由でないか確認し、不適切であれば過誤申立請求すること。

注意点

以下理由は、やむを得ない理由に該当しない為、注意してください。

- ・ 家族が居宅サービス等の担当者の出席を不要と判断したため
- ・ 台風等の天候により居宅サービス等の担当者の出席ができないと、日程調整を経ず、介護支援専門員が判断したため

(3) 認知症加算（Ⅲ）の算定誤りについて

改善すべき事項

それまでの要介護認定においては、日常生活自立度が認知症加算（Ⅲ）の要件に該当する方が、更新申請の有効期間開始月から、当該加算に該当しなくなったものの、有効期間開始月の1か月分のみ当該加算を算定していた。

助言・指導内容

該当月の過誤調整を行い、再発防止を徹底すること。

再発防止に向けて

更新・区分変更申請において、利用者の状態が変わる場合がありますので、2重チェックを行うといった対策をお願いします。

(4) 地域密着型通所介護計画における目標達成状況の 評価について

改善すべき事項

地域密着型通所介護計画の評価が実施報告に留まっており、基準によって定められている利用者本人の目標に沿った評価が行われていなかった。

助言・指導内容

利用者の目標に基づいた具体的な評価を実施し、計画に反映させること。

注意点

目標に対し評価を行うことで、利用者の状態の変化・ニーズを踏まえた適切なケアに繋がるため、目標に対する評価を必ず行うようにしてください。

(5) 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針について

改善すべき事項

- ①解釈通知において、年2回以上実施することとなっている訓練の実施回数の記載が年1回以上となっていた。
- ②指針に記載された訓練が実施されていなかった。

助言・指導内容

- ①年2回以上実施することになっているため、記載を改めること。
- ②・年度初めに訓練の計画を策定するなどの対策を行うこと。
 - ・年度内に不足する訓練分の1回を実施し、市に報告すること。

訓練実施にあたって

年度初めに、実施時期を決め、漏れがないようにしてください。
また、感染症の業務継続計画に係る訓練は、当該訓練と一体的に実施することが可能です。